

有効期間満了日 平成36年3月31日

熊捜一第140号

平成31年4月1日

重要凶悪事件に係る的確な捜査の推進について（通達）

見出しのことについては、「連続発生のおそれのある重要凶悪事件への対応の強化等について」（平成27年10月30日付け熊捜一第398号）に基づき、その対応の強化をしてきたところであるが、この度、警察庁から別添「重要凶悪事件に係る的確な捜査の推進について（通達）」（平成31年3月27日付け警察庁丙捜一発第3号等）が発出されたことから、同通達に基づき、引き続き、重要凶悪事件に係る捜査を強力に推進されたい。

なお、「連続発生のおそれのある重要凶悪事件への対応の強化等について」（平成27年10月30日付け熊捜一第398号）は廃止する。

※ 警察庁通達「重要凶悪事件に係る的確な捜査の推進について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。